

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 情報セキュリティに関する基本方針（情報セキュリティポリシー）

平成 29 年 12 月 12 日 制定

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）は、業務上取り扱う受講者等の個人情報及びこの法人の情報資産（以下「情報資産」という。）を各種脅威から守り、公益法人としての社会的使命を達成するため、この情報セキュリティに関する基本方針を定めて以下の取組みを実施します。

1 法令等の遵守

この法人は、情報セキュリティに関連する法令及び関係機関のガイドライン、その他の規範を遵守します。

2 情報セキュリティ組織の構築

この法人は、情報セキュリティに関する組織として、情報セキュリティ責任者を置いて情報資産の保護を統括するとともに、各部門には情報セキュリティ担当者を置いて情報資産のセキュリティ対策に当たります。また、法人本部・指定管理施設それぞれに情報システム管理者を置いて情報システムの安全管理に当たります。特に情報資産の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクの未然防止には最優先で取り組みます。

3 従業者及び外部委託者の義務・責任

この法人は、従業者（この法人の組織内にあつて、直接間接に事業者の指揮監督を受けて業務に従事する者（正規職員、契約職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員等）のほか役員、派遣社員等も含む。）及び外部委託者に対して情報セキュリティに関する啓発活動を行い、情報セキュリティポリシーの周知徹底に努めます。情報資産を取り扱うすべての従業者及び外部委託者は、情報セキュリティポリシーを遵守し、そこに定められた義務と責任を果たすものとします。

4 情報セキュリティに関する自己点検及び監査の実施

この法人は、情報セキュリティの運用状況等について自己点検及び監査を実施し、適切な是正措置を講じることにより、情報セキュリティの確保に努めます。

5 情報セキュリティの維持・向上

この法人は、技術の進歩や業務環境の変化等も考慮のうえ、情報資産のリスク評価を実施し、その結果を情報セキュリティポリシー、対策規程及び対策手順に反映させることにより、情報セキュリティの維持・向上に努めます。

6 情報セキュリティ対策規程の制定・運用

この法人は、この情報セキュリティに関する基本方針を実行するため、情報セキュリティ対策規程を制定します。教育・研修を通じて対策規程の適切な運用を図るとともに、継続的な改善を通じて情報セキュリティを最良の状態に維持します。

平成29年12月12日

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム
代表理事（会長） 谷崎 昭男